

平成27年度第2回人吉市子ども・子育て会議 議事録

1 日 時 平成28年2月24日(水) 14時00分～15時30分

2 場 所 人吉市役所3階議員控室

3 出席者(13名)

会 長	宮本 稔也	副会長	平山 猛
委 員	月足 眞	委 員	長船 法文
委 員	松村 太	委 員	宮山 直子
委 員	祝 憲生	委 員	増田 隆二
委 員	中山 すみ子	委 員	眞田 正博
委 員	提 康博		

欠席者(4名)

委 員	高三瀨 晋	委 員	山口 眞一
委 員	小車 睦男	委 員	星野 謙二

事務局

健康福祉部長	村口 桂子
福祉課長	溝口 尚也
福祉課児童福祉係長	田中 裕一
福祉課児童福祉係主事	淵田 晃幸
保健センター所長	淵上 麻美
保健センター次長	大柿 伸子
教育部長	松岡 誠也
学校教育課長	橋本 辰治
学校教育課教育係 課長補佐	古賀 眞司
社会教育課課長	秋永 敦
社会教育課生涯学習係長	山田美智子
社会教育課 社会教育指導員	平井ゆきの

4 会議内容

委嘱状交付

市長あいさつ

(1) 会長あいさつ

(2) 委員紹介、事務局紹介

(3) 会長、副会長選出(会長:宮本委員、副会長:平山委員)

(4) 議題

①子ども・子育て支援事業計画進捗状況(平成27年度)
について(資料1)

②地域子ども・子育て支援事業について

- ・事業進捗状況について（資料1-1、資料2）
- ・進捗状況表について（資料3）

(3) その他

5 発言要旨

- (1) 事務局で開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 会長、副会長あいさつ
- (5) 議題 ①について

会 長 : ①子ども・子育て支援事業計画進捗状況（平成27年度）につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局 : 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況をご説明させていただく前にこの計画の位置づけをもう一度ご説明させていただきます。計画の策定に携われた委員の皆様もいらっしゃいますが、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、確認の意味も含めてご説明させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画の2ページをご覧ください。ここに計画の性格・位置付けという記述がございます。本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置付ける行動計画でございます。また、上位計画である「人吉市総合計画」及び関連計画と整合性を図りながら作っているものでございます。

これを2ページに図で示しております。現在策定中の「第5次人吉市総合計画」（後期計画）を上位計画とし、その下位計画として、「人吉市子ども・子育て支援事業計画」がございます。また、関連計画として「人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「人吉市障がい者プラン」「人吉市障がい福祉計画」「人吉市健康増進計画・食育推進計画」「人吉市教育振興基本計画」がございます。

こういった位置付けで子育てに関する支援を進めていくということになります。

それでは、本日の議題にあります進捗状況についてご説明させていただきます。

資料を1ページめくっていただき、「安心して子育てできる環境、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるための具体的取り組み」

をご覧ください。

この計画の推進に当たっては、5つの大きな目標を掲げております。まず、一点目が「安心して子育てできる環境づくり」、二点目が「子育てを地域で支える環境づくり」、三点目が「子育てと仕事が両立できる環境づくり」、四点目が「子どもの健やかな成長に向けた環境づくり」、五点目が「子どもと子育て家庭に安心安全な環境づくり」ということで、これらの目標を立てて子ども子育ての環境づくりを推進・充実を目指したものとなっています。

皆様にお配りしている資料1は、各目標毎の各課が行う施策で、H27年度の欄に平成27年11月30日現在の実績や進捗状況を記載しています。年度終了時点では数値や実績が若干変更となるかもしれませんが、速報値ということで参考までにご覧ください。

今から説明します進捗状況については、資料1を基に児童福祉係で事業の進捗状況をまとめましたものをご報告させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは、1「安心して子育てできる環境づくり」のところをご覧ください。

・・・(以下レジメに記載の内容を読み上げて報告)・・・

ここについては、今まで実施している事業を継続しながら子ども・子育て支援法の施行に伴い教育保育の一体的な取り組みということで認定こども園が誕生したことが一番大きな部分であると考えています。

次に、2「子育てを地域で支える環境づくり」です。

・・・(以下レジメに記載の内容を読み上げて報告)・・・

次に、3「子育てと仕事が両立できる環境づくり」です。

・・・(以下レジメに記載の内容を読み上げて報告)・・・

次に、4「子どもの健やかな成長に向けた環境づくり」です。

・・・(以下レジメに記載の内容を読み上げて報告)・・・

次に、5「子どもと子育て家庭に安心安全な環境づくり」です。

・・・(以下レジメに記載の内容を読み上げて報告)・・・

以上が、27年度の5つの目標に対する進捗、実績です。その数値については先ほど申し上げた資料の1をご参照いただきますようお願いいたします。

最後に、6「障がい児通所支援事業に係る見込量」を記載しております。前回(第1回)の子ども・子育て会議において、放課後等デイサービスが何か所あり、ニーズ量がどれだけあるのかとのお質問がありましたので、冒頭でご説明した関連計画の人吉市障がい福祉計画の中から、放課後等デイサービスの平成27～29年のニーズ(見込数、H28.1の実績)を抜粋しております。また、放課後等デ

イサービスは11か所で実施されております。
以上です。

会 長 : ありがとうございます。

まず、①子ども・子育て支援事業計画進捗状況について、5つの点からご説明いただいたことと、資料の数字について、委員の皆様から何かご意見ご質問ございましたら挙手にてお願いいたします。今日は第1回目ですので、どなたか口火を切っていただいて議論の糧になればと思いますので、いかがでしょうか。

各団体のお立場からの意見でも結構ですので何かございませんでしょうか。こちらの資料に示されております数字などについてでもございましたらお願いします。

松村委員 : 人吉市P連の松村でございます。

初参加でありますので、的外れな意見等ございましたら申し訳ありませんけれども、真摯に小学校の保護者の代表という形での意見として聞いていただければと思います。

今ちょうど学年末で、新年度を前に新入生を迎えるに当たり、どのようなご案内を新入生の保護者の方にさし上げたらいいのかということもPTAの中で検討しているところです。

その中で就学支援事業について、当校においてもそれなりの支援を受けているご家庭があると聞き及んでいます。そのようなご家庭に向けて、本日の会議でご案内いただいている事業の内容等の一覧を新入生の保護者様に配布できるような冊子等や案内・啓発活動に使えるような資材があればぜひ提供いただきたい。

また、保育園が認定こども園へ移行しているという報告がありましたが、身内の話でもありますが、なかなかPTA役員のなり手がいないということで、いろいろなご家庭にご相談申し上げるが、片親の家庭が非常に多くなり手が無いという実情が年々増えています。そういった状況と連携し保育のサービスの充実のため施策がとられていると思うが、認定こども園に移行した園において、保護者からどのような声が実際上がっているのか、良かった点や改善点等、統計などをとられていれば、具体的に聞かせていただきたい。

会 長 : ありがとうございます。今の松村委員のご質問をまとめますと、就学支援事業のお子さんに対する啓発の問題と認定こども園のPTA役員のなり手がいないという現状について情報がいただければという2点にまとめられると思います。事務局からお願いします。

事務局 : お答えの前に確認ですが、就学援助だけではなく全ての支援等の事業について記載されている冊子等がないか、ということでしょうか。

松村委員 : そうですね。できればですね。市で行っている福祉的・行政としての各サービスがあるのであれば一括してご案内できるものがないでしょうか。

事務局 : 子育てガイドブックというものがありますが、出生や転入者にお渡ししており、新入生の保護者の方々にお渡しするには冊数が足りない状況です。一部分のコピー等でよろしければお渡しできますのでご活用いただければと思います。

二点目の認定こども園については、統計等はとっておりませんが、保護者が利用しやすくなった点としては、保護者の働き方に関わりなく施設を利用できるようになったことが挙げられます。保育所であれば保育の必要性ということで、就労や病気等で親御さんが子どもさんを見ることのできないために保育する必要があるという要件がどうしても入ってきます。認定こども園では、例えば、お母さんが働いていなくても、3歳以上であれば1号認定として施設に入ることができます。働き方等に縛られないということが言え、それが一つの大きなメリットであると思います。今までは仕事をやめられた場合には、保育園を退園してくださいというお話しかできませんでした。

また、教育と保育を一体的に行うことで、3歳以上のクラスにおいては、教育の面、保育の面とクラスを分けて行うわけではないので、そのクラスにいる方には等しく教育保育を提供できるようになった点も良くなった点として挙げられると思います。

以上です。

会 長 : 松村委員、よろしかったでしょうか。

松村委員 : はい、ありがとうございました。

会 長 : その他の委員の皆様何かございませんでしょうか。

長船委員 : 子ども育成連絡協議会、長船ですけれども。

「安心して子育てできる環境づくり」の事業評価のところで、最後の方に、「助言・支援を行うため女性福祉相談員の設置や資格取得のため高等技能訓練費の支給を行い」となっておりますが、資料1の

(6) ひとり親家庭への支援のところを見ればよろしいんですね。

事務局 : そうですね。

長船委員 : 自立支援教育訓練給付金支援事業というところですかね。

事務局 : その下になります。高等技能訓練促進費支給事業です。

長船委員 : わかりました。これが、7人・・・H25年度、H27年度は9人支給されて、資格も取られたということですか。

事務局 : 資格を取得中でございます。准看護学校や通信教育で看護師や准看護師の資格を取られる方を対象に、学校に行かれる間の2年間、訓練給付金を支給し、自立の援助を行っています。
実際にこれまでも、学校を卒業し准看護師の資格をとられ、市内の病院に就職された方もいらっしゃいます。人数が増えてきておりますので、卒業されると就職につながったり、もう一段上の資格を取りにいかれたりという形になると思います。

長船委員 : それは、平均的にどれくらいの支給額になるのですか。

事務局 : 市民税非課税世帯には10万円支給しています。それ以外の世帯は7万500円支給しています。

長船委員 : わかりました。

会 長 : その他ございませんか。委員の皆様。

・・・ないようでしたら、私の方から一点、形式的な事をお尋ねよろしいでしょうか。議長がこのような・・・

今回ご説明の中で、事業評価の部分なんですが、文言について、内容を読ませていただくと事業評価というよりも事業報告なのかなという気がするのですが。それは、自己評価なのかそれとも単に言葉の・・・

事務局 : 現在途中であるので、本来事業評価を書きたいところですが、実施してきたことをご報告させていただいています。

会 長 : 今回は報告のような形になって、今後評価という形になるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 : はい。

会 長 : それでは、議題の①子ども・子育て支援事業計画進捗状況については、報告とご説明がありましたが、これは決をとるということではないですよ。報告ですよ。

事務局 : はい。どこまで進んだかという報告です。

会 長 : それでは、その次の②地域子ども・子育て支援事業につきまして移っていききたいと思います。事務局お願いいたします。

事務局 : はい。それでは、お手元のお配りしております資料1-1というA4の横の資料をご覧くださいと思います。

地域子ども・子育て支援事業というタイトルの下に1番から13番まで番号を振り各事業名を記載しております。(事業名を読み上げ) 子ども・子育て支援法の中で地域子ども・子育て支援事業であるこの13事業を着実に進めることとされています。ここに記載の量の見込み・実績につきましては、量の見込みは計画策定時にアンケートをとりニーズ調査を行った際の数字です。実績にはH28.1.31現在の数値を入れさせていただいております。(以下事業ごとに量の見込みと実績を読み上げ)

※4 地域子育て支援拠点事業=九ちゃんクラブ、親の利用者数

※6 一時預かり事業(在園児対象型を除く)=保育園での一時保育

※9 利用者支援事業=設置個所数

※12 実費徴収に係る補給給付を行う事業=保育園、認定こども園、幼稚園に通う園児の保護者が支払う教材費や食材費等の実費に対する補助を行う事業。対象者は生活保護やそれに準ずる世帯となっており、現在は実施していない。

※13 多様な主体の参入促進事業=新制度の開始により、待機児童解消のため、0～2歳までの保育施設の確保のため、例えば株式会社等が手を挙げた際に参入促進の支援をする事業になる。現在、保育園、認定こども園において0～2歳の保育の受け皿としては足りているため、実施していない。0～2歳までの家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業等の認可等も現在のところ行う予定はありません。もしこの5年間で待機児童の発生や0～2歳が入る施設が足りないという状況が出てくればこの会議にお諮りをしながら検討していきたい。

地域子ども・子育て支援事業平成27年度の進捗状況については、

以上のとおりです。

この中で3番のショートステイ、6番のトワイライトステイについて、実施をしておられませんと報告をさせていただきました。3番のショートステイの量の見込みをご覧くださいますと、平成30年度に、6番のトワイライトステイは平成29年度にそれぞれ12と見込みを上げております。これは、この年度にこの事業を開始できないかとの計画で考えております。

この資料の裏面の資料2をご覧ください。子育て短期支援事業というものがどのようなものなのかということで、目的、事業の種類及び内容を記載しています。(資料2で説明)

(資料2後段から)

実施施設等：(1)記載のとおりであるが、本市においては児童養護施設はない。また、(2)平成29、30年度に開始するに当たり、民生委員児童委員と八代市の児童養護施設ナザレ園を訪問、人吉市保育園連盟園長会において事業説明と受託依頼を行っている。水俣市の児童養護施設光明堂園が市内の里親を把握されているため、お力添えいただき、市内の里親に委託ができないか協議中。3月16日には里親の皆さんと意見交換を行う予定。他の自治体の例を見ても里親に委託しているケースは少なく、東京都板橋区が実施していたため要綱を取り寄せ検討しているところ。本市において里親に委託ができるかを含めて検討していきたい。一番の課題となることは万一の際の保険・保障問題で、光明堂園に訪ねた際に地域の子育て支援事業(九ちゃん・ファミサポ)にかけている保険が平成28年4月から子育て短期支援事業にも拡大されるのではないかとの情報を得ているが、確実に拡大されるかは確認が必要。本事業については利用が頻繁にあるとは見込んでいないが、都市部から転勤で転入された方の中で父親が仕事で休めないとき母親が病気等で子どもを看ることができない場合など利用者の選択の幅を広げたい。また、虐待等の事案が増加傾向にある中、要保護児童対策協議会の関係機関で対策を練る際に被害児童に面談等を行っても、子どもは虐待等の行動をしている父母等をかばう傾向にあり、見極めが困難であるため、里親や児童養護施設等に一時的に保護し、親と距離を置くということも一つの方法と考えている。今お話ししたことは緊急的な場合だが、本来の目的は病気等により子どもを看る人がいないにならないように、この事業実施に向けて着手しているということです。現在までの経過については以上です。

会 長 : ②地域子ども・子育て支援事業、詳しいご説明ありがとうございました。それでは、②の地域子ども・子育て支援事業の説明につきま

してご質問等委員の皆様からございませんでしょうか。特にここは非常に具体的なお話数字等も出ていましたのでいかがでしょうか。

松村委員：後先の話かもしれませんが、この短期事業を利用する条件が書いてないんですが、皆さんも入院の体験があると思いますが、病院に行ってみるとすぐに入院してくれ、荷物を取りに帰ることもならないという場合が緊急事態という状態と考えられますが、そういった場合にどう、その、もし母子家庭で母親と子どもは小学校に行っている間にそういう事態になった時にどういう段取りをするのかとかですね、その、大体こういう事業というのは先に書類が行ってちゃんと審査を受けて、それを適用される条件かどうかを判断されて、じゃあやりましたよってなる風なことが多いと思うんですが、ここに謳ってあるような実際の緊急事態っていうのは、そうやって自分のその日から入院する道具さえとり帰ったらいかんよ、って場合が前提じゃないかと思うので、この短期事業というもの自体を利用することが頭にパッと浮かぶくらいのいろんな施策があり、こういう風な手続きは後でも構いませんとか、書類上は後付けでも構わない、そのためには、増田先生いらっしゃいますけど、先生方の認定証か紹介状みたいなのがきっちりあれば大丈夫ですよというような、実際利用する場合の、どういう風な状況であればどういう風な手続きをしなければならぬ、どういう書類をそろえなくちゃいけないというご配慮も、今から考えられるんだと思うんですが、具体的にどういう場合が考えられてどういう手続きが必要かなど、利用するときは使いやすい体制を整えていただくことが大事じゃないかと思っています。事業内容は大変すばらしいんじゃないかと思っています。以上です。

会 長：今ご提案があった、具体的緊急性の問題についてお願いします。

事務局：そういう場合は、まだ具体的には私たちもどういう風にとは考えていなかったのですが、その辺りは板橋区や水俣の光明童園に状況を確認していきたいと思います。もともと想定していたケースは都市部からの転入者で父親は仕事で母親がこれから入院をしたいという申し出が実際あり、その際にこのような事業はないのかと相談があった。その方は八代児相を通し八代に行っていたいただいた経緯がある。そういう状態をまずはなくしたいと思ったことがここに入りたかったこと、と思ったということです。松村委員が言われたことについては、これから確認をしたいと思います。

松村委員：よろしくお願ひします。

会 長：その他ございませんでしょうか。

提委員：6番の一時預かり事業（在園児対象型を除く）について、見込みと実績にものすごく差があるなとうのがあるんですけど、この原因はなんなんでしょう。

事務局：保育園で自主事業として、地域の保育園に通っていないお子さんや里帰り出産をされる方で、本市が月の初めの入所しか認めていないということもあり、月の途中に来られた際には一時保育を使い措置できるまで利用してもらっている場合があります。里帰り出産が多く入所の措置ができるまでの利用が多かったんだと思います。

提委員：27年度より以前はどうだったんですか。

事務局：26年度も300台ではなかったかと思ひます。人吉市子ども・子育て支援事業計画の63ページで一時預かり事業は25年度の実績は395件です。この195件というのは、アンケートを取った際、この事業を利用したいというニーズ量を量の見込みとしてひます。

提委員：323というのは実績ですよね。

事務局：323は27年度（現時点）の実績で量の見込みの195はこの計画を策定する際に子育て世帯を抽出しアンケートを実施した結果をもとに率を掛け算出してひますので、実際の数字とかけ離れているものもひます。実際にその下の病児保育も見込みは1000としておひますが、実績は800弱を示してひます。前回5年前の計画中では病児病後児保育も2か所作り受け入れ態勢を増やしたいという思ひもあり、見込みは1,000としてひます。もう1か所つくれなかつたので、増田先生と相談させていただき定員も当初4程度だったものを現在10にまで引き上げてひます。

提委員：同じアンケートの結果なんでしょうけど、5番の14,000になる、この数字の多さはなんなんでしょう。

事務局：市内幼稚園3園は、9時から1時までの教育時間ですよね。

中山委員：教育時間は1日に4時間になるもんですから、その園の開始時間に

よりますけど、大体2時までですね。

事務局 : それ以降を預かってもらう人ののべ人数になります。

提委員 : じゃあこれだけ上がってくるということですか。

事務局 : これは計画を作る際に3園の園長先生にお聞きして出した数字になります。

提委員 : 大きい数字ですね。

中山委員 : そうですね。実績が0になっているのは、3園とも認定こども園に移行していないため実績が0という形になっています。幼稚園自体は3園とも預かり保育はやっています。

提委員 : いずれは以降していくということですか。

中山委員 : 検討中です。

会 長 : 少しずつ意見等が出ましたが、他にございませんか。

増田委員 : 9番の利用者支援事業というのは、例の九ちゃんクラブで新規で始まった事業のことですか。

事務局 : そうです。

増田委員 : 実際実績は1か所で始まっていて、具体的な相談はあっているのでしょうか。

事務局 : 4月から1月までの相談、広報活動も含めて111件の活動を行っています。直近の1月分ですと、相談・対話という形で、義父との育児方法の相違について、祖父母への対応、姉のことについて、3人目の子育てについてなどを受けています。ここで受ける相談はどんなことでもいいので、相談を受けながら、この人は保健センターにつないだ方がいいとか、福祉課につないだ方がいいとかいうときにはその支援員等が来るようになっています。

会 長 : 最後の方でだいぶ意見が出始めたんですが、地域子ども・子育て支援事業、その他ご質問等ございませんでしょうか。

中山委員：一つだけお尋ねしてもいいですか。子育ての短期支援事業でいろいろ対象者が挙げてありまして、実施されたいというお話だったんですが、もしこういう事例があった場合、施設や保育士等がされる最終的な決定はどこがされるんですか。

事務局：実施主体は市です。里親さん等というのは委託先です。

中山委員：もし、お母さんが病気でその子を看れないとなった場合、ここに預けましょうと決定するのは誰がするのですか。

事務局：選択肢が多くあれば選んでいただけるかもしれませんが、選べない状態であれば、決まったところをお願いすることになるかもしれません。結果的にそこがいやですとなれば、契約をしていないところにはお願いできませんので、児童相談所を通して、八代や水俣に行かなきゃならないと思います。

提委員：ショートステイです、保護者の休養等ということで、先ほど短期支援事業の立ち上げのきっかけとなったことが、転勤された保護者の方が入院するんでこういうのいいですかということだったと思うんですが、突発的に入院をしなきゃいけない、また、保護者が意識がないというときはお子さんとかどうするのか。交通事故などそういう事をお願いしますとか言えない場合など。

事務局：松村委員がおっしゃったことにつながるんだろうと思うんですが、緊急性と突発性については他の自治体に確認します。そこまでについては調べていませんでした。

会長：今の点ちょっといいですか。私未成年後見人というものを仰せつかっている場合、交通事故等々でそういうケースがありました。これは一つの例としてお聞き願えればと思うんですが、家庭裁判所に早急に審判前の保全処分というのをかけて、未成年後見人の将来の候補者をその申請にだけ特化して保全処分をかけて短期的にしてあるケースはあります。これは考えられるケースではあると思うんですけれども。

提委員：ありがとうございます。

会長：その他ございませんか。なければ、お時間の方も多少来ております

ので②の方はよろしいでしょうか。

では、その他に移らせてもらいます。事務局お願いします。

事務局 : その他では情報提供だけさせていただきます。国の資料をそのままつけて大変申し訳ございませんけれども、別添資料3というものをご覧ください。(保育料の負担軽減について資料3で説明)
(子育て支援活動実践者養成講座について案内)
(里親募集について周知依頼)

会 長 : 最後のその他は情報提供ですので、お持ち帰りいただいているいろんなところで啓発を行ってください。

副会長 : 子育て支援事業計画を26年度に作っていただきまして、27年度から実施されています。今日進捗状況等お示しいただきましたので、今回から参加される委員の皆様もだいたいどういうことをしているんだなということをご理解いただけたと思うんですけども、市長の最初のお話にもありましたけれども、量の確保と質の向上という2つが計画を作るそもそもの目的の中で、質の向上というのが今日の話でも、利用者はどう思っているのか、この数字はどうなっているのかなど、質の中身が問題ではないかと思う。1年目作った時は、それまでやっていたことを形にして、数字で量を確保するというので国も始まっている。今回は質の向上の検討を進めていただきたいと思っています。いろんな団体の方がお集まりですので、ご意見を出し合っていたり、状況を教えていただき、質の向上に資するような中身を検討するような形を入れていただきたい。

会 長 : 最後に平山委員、副会長から非常に貴重なご意見をいただきましたのでよろしく願いいたします。
以上をもちましてこれで終了させていただきます。議題をすべて終了いたします。

事務局 : 最後に平山委員には貴重なご意見をいただきました。ぜひ質の向上に関しましては、皆様からもご意見をいただきまして、この場で審議ができるように会議を進めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願いします。それでは、本日は長時間にわたりご審議をいただきまして大変ありがとうございました。平成27年度第2回の子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。